平成２７年（フ）第４２号
福井県越前市東千福町26―17　ヴェルディ英英301、住民票上の住所福井市渕４丁目201番地
債務者　小川　賢祐
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
福井県大野市糸魚町１番３号
債務者　杉本　督志
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
宮城県大崎市古川前田町５番34号　ドリームハウス１、従前の住所宮城県大崎市三本木字南町12番地１
債務者　角田佳一郎
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
福島県西白河郡矢吹町東郷408番地５
債務者　大島　友紀
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
福島県白河市石切場29番地　レディーバード18　301号室
債務者　島田　悦子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
滋賀県彦根市大藪町155番地55（201号）、前住所滋賀県彦根市平田町137番地３
債務者　友本　陽子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４３２号
神戸市兵庫区湊町１丁目４番地の１　キャッスルマンション206号
債務者　寒川　正治
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６２号
兵庫県三木市吉川町稲田１番地の２　吉川病院内、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町西島816番地の１　シャルム明石213号
債務者　曽根　高通
保佐人　坂井　雄吉
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７６号
神戸市須磨区高倉台３丁目８番47―201号
債務者　永田　敬士
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９４号
神戸市中央区加納町３丁目５番11―611号
債務者　酒見矢絵奈
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０６号
神戸市須磨区衣掛町２丁目３番19号　フルール須磨海浜公園402号
債務者　門口　　章
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３７号
神戸市垂水区神陵台２丁目３番10―103号
債務者　上村　一郎
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４８号
神戸市東灘区本山中町２丁目３番７―401号
債務者　中村　　大
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５５号
兵庫県三木市加佐224番地の１　Ｐ－２ハイツ201号、従前の住所兵庫県三木市福井２丁目８番40号
債務者　小藤　一也
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６４号
神戸市須磨区大手町２丁目４番10号　レオパレス大手町201号、従前の住所神戸市須磨区禅昌寺１丁目22番７号
債務者　谷内　淳一
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７０号
神戸市須磨区北落合３丁目１番367―103号、従前の住所神戸市北区松宮台１丁目３番地の15
債務者　田**邉**　友**浩**
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部